

【令和8年度】 保育所等利用の案内

《令和7年9月現在》

この案内は、令和7年9月時点での内容となります。
今後、内容が変更となることもありますので、
あらかじめご了承ください。



保育所等の申込には

マイナンバーが必要です。

申込書提出の際には、
○個人番号（マイナンバー）が確認できるもの（家族全員分）
○申請者の本人確認書類
（マイナンバーカード・運転免許証等の顔写真付のもの）
をお持ちください。



藤井寺市こども未来部 こども育成課 入所担当

〒583-8583 藤井寺市岡1丁目1番1号

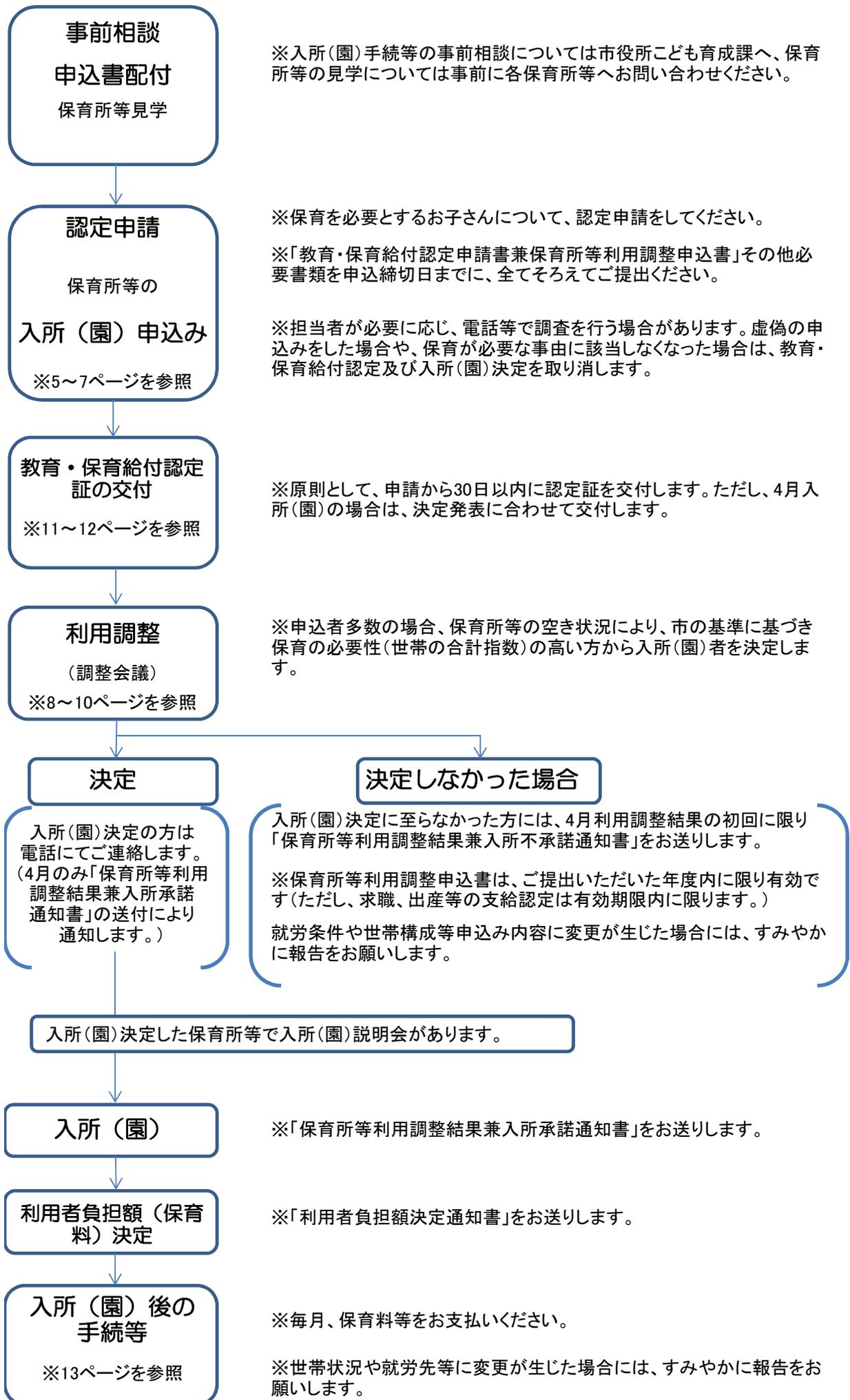
TEL 072-939-1111（代表）内線2612・2613

TEL 072-939-1126（直通）

目次

1	入所（園）までの流れ	1
2	藤井寺市で利用できる施設	2
3	申込締切日・決定発表日	5
4	申込方法・受付窓口	5
5	申込時提出書類	6
6	藤井寺市利用調整選考基準	8
7	教育・保育給付認定について	11
8	入所（園）後の届出・手続等	13
9	利用者負担額（保育料）について	14
10	各保育施設の案内について	18
11	Q & A	29

1. 入所(園)までの流れ



2. 藤井寺市で利用できる施設等

保護者が就労や病気等の理由により、保育を必要とする場合に、保育施設等を利用できます。

<令和8(2026)年度 入所(園)対象児年齢表>

保育所等への入所年齢(クラス)は、下記のとおりです。

誕生日が過ぎて年齢が上がっても、その年の年度末(3月末)までは同じクラスのままです。

クラス	生年月日(西暦)
5歳児クラス	令和2(2020)年4月2日～令和3(2021)年4月1日
4歳児クラス	令和3(2021)年4月2日～令和4(2022)年4月1日
3歳児クラス	令和4(2022)年4月2日～令和5(2023)年4月1日
2歳児クラス	令和5(2023)年4月2日～令和6(2024)年4月1日
1歳児クラス	令和6(2024)年4月2日～令和7(2025)年4月1日
0歳児クラス	令和7(2025)年4月2日～

休所(園)日

休所(園)日は、日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)が基本です。
保育所等によって休所(園)日が異なりますので、詳しくは各保育所等へお問い合わせください。

見学について

施設によって、保育方針や取り組みはさまざまです。また、制服や帽子などの費用、行事費を徴収している施設や、ならし保育等が有る場合もあります。(ならし保育については、園によって実施期間が異なりますので、各保育施設に確認してください。)

実際に通える距離であるか、就労状況や年齢に応じた保育環境であるかなど、ご自身の目で確かめる意味でも、民間保育施設は基本的に見学するようにしてください。
民間保育施設に見学を行かれた際に、アレルギーなどの確認等をしていただくとお子さまが保育所等を利用される時に安心安全に通園することができます。

※見学については、必ず事前に保育所等へお電話にてお問い合わせください。

※公立保育所・道明寺こども園の見学については、月～金の午前中に行っています。

※公立保育所・道明寺こども園については園庭開放もありますので、詳しくは広報ふじいでらをご確認ください。

(行事や感染症の流行などで希望に添えない場合があります。)

育児休業の延長手続きについて

お子さんの1歳の誕生月の申込締切日(5ページを参照)までに保育所(園)の入所(園)申込みをし、入所(園)できなかったことを証明する書類(市区町村が発行したもの)を勤務先等に提出する必要があります。

育児休業給付金の延長手続きにつきましては、令和7年4月より、保育所等の利用申込書の写しが必要になります。

保育所等の利用申込書の写しについては、市区町村の受付印は不要ですので、申込前に事前に写しをとって保管しておいてください。

藤井寺市内の保育所等一覧

(令和7年9月現在)

	保育所名		定員	入所 年齢	開所時間	取組					ホームページ	
	住所	TEL				延長	加配	病後児	一時	駐車場		
公立保育所	市立第1保育所		120	0~5	7:00~19:00	○	○		○	○	市民総合会館(1時間無料)	市ホームページ ⇒「くらし」⇒「子育て」⇒「保育所」 ⇒「保育所・認定こども園一覧」
	北岡1-4-17	939-7108										
	市立第3保育所		120	0~5	7:00~19:00	○	○				×	
	藤井寺1-19-58	939-7128										
	市立第4保育所		70	0~5	7:00~19:00	○	○				×	
	道明寺6-15-34	939-7138										
	市立第5保育所		68	0~5	7:30~18:30		○				○ 父母の会で借りている	
	国府1-3-28	939-7148										
	市立第6保育所		70	0~5	7:30~18:30		○				×	
小山1-16-18	938-0909											
公立認定こども園	市立道明寺こども園		127	0~5	7:00~19:00	○	○			○ 2・3号はあり 1号は要相談		
	林3-1-25	939-7118										
民間保育園	ラミー保育園		60	0~5	(平日)7:00~19:00 (土曜)7:00~18:00	○				△ 原則徒歩又は自転車等	市ホームページ ⇒「くらし」⇒「子育て」⇒「保育所」 ⇒「保育所・認定こども園一覧」	
	小山9-4-8	952-4115										
	ふじみ保育園		150	0~5	7:00~19:30	○	○	○	○	○		
	小山藤美町10-3	978-8668										
	ふじの子保育園		60	0~5	7:00~19:30	○				×		(コインパーキング隣接(有料))
	岡2-11-57	953-2405										
	ふじの子第二保育園		70	0~5	7:00~19:30	○						×
	藤井寺1-19-7	938-2402										
(仮称)道明寺どろんこ保育園		100	0~5	7:00~20:00	○	○		○	○	(満車時は近隣コインパーキング(有料))		
道明寺6丁目	03-5766-8072											
民間認定こども園	ななこども園		110	0~5	7:00~19:30	○	○			○	希望制(有料)	
	藤ヶ丘4-1-15	953-4295										
	ひかりこども園		110	0~5	(平日)7:00~19:00 (土曜)7:00~18:00	○			○	○		
	大井5-5-12	939-6081										
	惣社こども園		130	0~5	7:00~19:30	○	○		○	△ 利用条件あり 施設に確認ください		
	惣社1-3-28	931-7333										
藤井寺カトリック幼稚園		30	3~5 (2~5) ()は予定	(月曜日~金曜日) 7:30~18:30				○ (予定)	×			
御舟町11-1	938-8878											
小規模保育	キングダム・キッズ 藤井寺		19	0~2	7:00~19:30	○				×		
	岡2-12-4	976-5005										

※ 「延長」、「加配」、「病後児」、「一時」の欄の○印は、それぞれ延長保育と加配保育と病後児保育と一時保育を実施している保育所等を示しています。なお、延長保育料金については、各園にお問い合わせください。

※ 延長保育と加配保育は在園児を、一時保育は非在園児を対象としています。

※ 病後児保育は、在籍する施設に関わらず、保育の必要性があればご利用いただけます。(市役所で事前登録が必要です。)

※ 一時保育の利用方法や申込み方法等、詳細については、実施している保育所等へ直接お問い合わせください。

※ (仮称)道明寺どろんこ保育園は、開園準備室の番号を表記しています。お問い合わせは開園準備室までお願いいたします。

※ 駐車場の無い施設では、自家用車での送迎ができません。やむを得ず自家用車により通園する場合は、月極駐車場やコインパーキングを各自でご利用ください(市や施設ではご案内していません。)。また、駐車場があっても、スペースに限りがあることや近隣への配慮から、自家用車での送迎を控えていただくよう要請がある場合があります。

各保育所等での保育標準時間・保育短時間の設定

各保育所等で設定する保育標準時間・保育短時間は下記のとおりです。

	保育所名	開所時間	保育標準時間 (最大11時間※)	保育短時間 (8時間)
公立 保育所	市立第1保育所	7:00～19:00	7:30～18:30	9:00～17:00
	市立第3保育所	7:00～19:00	7:30～18:30	9:00～17:00
	市立第4保育所	7:00～19:00	7:30～18:30	9:00～17:00
	市立第5保育所	7:30～18:30	7:30～18:30	9:00～17:00
	市立第6保育所	7:30～18:30	7:30～18:30	9:00～17:00
公立認定 こども園	市立道明寺こども園	7:00～19:00	7:30～18:30	8:45～16:45
民間 保育園	ラミー保育園	7:00～19:00	7:00～18:00	9:00～17:00
	ふじみ保育園	7:00～19:30	7:30～18:30	8:30～16:30
	ふじの子保育園	7:00～19:30	7:30～18:30	8:30～16:30
	ふじの子第二保育園	7:00～19:30	7:30～18:30	8:30～16:30
	(仮称)道明寺どろんこ保育園	7:00～20:00	7:00～18:00	8:30～16:30
民間 認定 こども園	ななこども園	7:00～19:30	7:30～18:30	9:00～17:00
	ひかりこども園	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
	惣社こども園	7:00～19:30	7:30～18:30	8:30～16:30
	藤井寺カトリック幼稚園	7:30～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30
小規模 保育	キングダム・キッズ 藤井寺	7:00～19:30	7:30～18:30	9:00～17:00

※ 11時間を上限とし、保育を必要とする時間(就労+通勤時間等)で利用してください。

※ ひかりこども園0歳児クラスは保育短時間での利用になります。

3. 申込締切日・入所(園)決定発表日

入所(園)月		申込締切日	入所(園)決定発表日
令和7年	10～12月 (※参考)	入所(園)月の前月10日 ※10日が土日・祝日の場合は、前倒して金曜日が締切日となります。	入所(園)月前月20日頃
	1～3月	令和7年11月10日(月)	
令和8年	4月	1次 令和7年10月14日(火)～ 令和7年10月24日(金)	令和8年1月中旬
		2次 令和8年1月13日(火)～ 令和8年2月6日(金)	令和8年2月下旬
	5～12月	入所(園)月の前月10日 ※10日が土日・祝日の場合は、前倒して金曜日が締切日となります。	入所(園)月前月20日頃

※書類がそろわない場合は受付できません。早めにご準備いただき、締切日より前に余裕をもって提出してください。

※出生前の申込みはできません。先着順ではありませんので、出生後に申込締切日までに提出してください。ただし、4月(1次)入所希望に限り、11月14日(金)までの出生が見込まれる場合、出産証明書または母子健康手帳等で出産予定日が確認できるものを提出することで申込むことができます。11月15日(土)から1月末までに出生が見込まれる場合は、4月(2次)以降の選考となります。(2月以降の出生の場合は、5月以降の選考となります。)

※申込内容に変更が生じた場合には、必ずこども育成課へ申し出てください。各入所(園)月の申込締切日までに変更内容の確認ができた際は、その入所(園)月の審査から反映させることができます。

※公立保育所(園)については生後3ヶ月から申込が可能になります。民間保育施設の入所月齢につきましては、直接施設へお問い合わせください。

4. 申込方法・受付窓口

(1) 藤井寺市にお住まいの方

受付窓口	市役所2階こども育成課(23番窓口)
受付時間	月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)の9時～17時30分
申込方法	受付窓口に提出書類(6～7ページ参照)をご持参ください。(郵送不可)

※藤井寺市にお住まいの方が、市外の保育所等を希望する場合は、藤井寺市の「教育・保育給付認定申請書兼保育所等利用調整申込書」をご記入いただき、藤井寺市に提出してください。なお、利用調整は希望先の市区町村で行われます。

※その他必要な書類や締切日は市区町村によって異なります。各市区町村へ詳細をお問い合わせのうえ、早めにお申込みください。

(2) 藤井寺市外にお住まいの方(藤井寺市の保育所等を希望する場合)

① 藤井寺市に転入予定の方

受付窓口	市役所2階こども育成課(23番窓口)
受付時間	月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)の9時～17時30分
申込方法	受付窓口に提出書類(6～7ページ参照)をご持参ください。(郵送不可)
必要書類	現在の住所地での住民票(家族全員記載分) 賃貸借契約書または売買契約書のコピー ※住所地、引き渡し日、契約者名が記載されているもの

② 藤井寺市への転入を予定していない方

受付窓口	現在、お住まいの市区町村の担当窓口
申込方法	受付窓口を通して、上記の申込締切日に必着で藤井寺市に提出書類が届くよう余裕をもってご提出ください。

※藤井寺市の保育所等については、藤井寺市民を優先に利用調整を行います。

5. 申込時提出書類

入所(園)申込みに必要な書類は、次の(1)～(4)です。(3)及び(4)は該当者のみ提出が必要です。締切日までに全ての書類をそろえてご提出ください。また、必要に応じて下記以外の書類を提出していただくことがありますのでご了承ください。

必要書類がそろわない場合は受付できません。入所(園)の選考は、締切日までにご提出いただいた書類で審査します。



※(1)と(2)①～④、(3)⑤・⑥の様式は右のQRコードからダウンロードできます。

市ホームページ ➡ 「組織からさがす」 ➡ 「こども未来部」 ➡ 「こども育成課」
➡ 「教育・保育施設の利用」 ➡ 「保育所等への入所案内」

(1) 教育・保育給付認定申請書兼保育所等利用調整申込書

平成28年1月よりマイナンバー制度が始まり、個人番号の記入が必要になりました。申請時に申請者の本人確認、個人番号確認書類が必要です。

本人確認書類・個人番号確認書類をご持参ください。

本人確認書類

※次のいずれかの書類

(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、在留カード、特別永住者証明書等の顔写真付本人確認書類)

個人番号確認書類

※次のいずれかの書類

(マイナンバーカード、通知カード、個人番号が記載された住民票)

(2) 保育の必要性を証明する書類(父母それぞれについて必要です。)

※同居の祖父母(65歳未満)に「保育を必要とする事由」がない場合でも申込を行うことは可能です。
ただし、利用調整の際に減点の対象となるためご注意ください。

保育を必要とする事由	保育の必要性を証明する書類
外勤	①「就労証明書(令和8年度版)」に勤務先(雇用主)の証明
自営業(手伝い含む)	①「就労証明書(令和8年度版)」に自営主の証明
内職	①「就労証明書(令和8年度版)」に発注元の証明
出産	母子健康手帳の出産(予定)日と母の氏名が確認できるページのコピー
疾病、障がい	②「保育を必要とする申告書」の様式に医師による証明か診断書(身体障がい者手帳等があればその手帳等のコピーを添付)
介護	③「介護状況申立書」の提出(介護を受ける方について、身体障がい者手帳等があればその手帳等のコピー、なければ診断書を添付)
求職活動中	④「求職活動申立書」および求職活動の証明書
災害復旧	罹災(りさい)証明
学生	在学証明書とカリキュラム表(時間割)のコピー
生計中心者が倒産、失業	離職証明書(事実発生日から3か月以内(申込み日基準)であること)
離婚調停中	事件係属証明書等による公的証明
その他(上記以外)	保育を必要とすることが確認できる証明

※就労証明書等の有効期限は概ね6ヶ月としています。

ただし、4月入所に限り、**令和7年9月1日以降の証明日**のものでしか受付できません。
提出状況次第では、再提出をお願いする場合がございます。

(3) その他の書類（下記に該当する方）

区分	必要書類
母親自身が就労先で社会保険に加入している場合	・⑤母親の健康保険証もしくは医療保険の資格情報のコピー
自営業で会社発行の社会保険証をお持ちの場合	・⑤健康保険証もしくは医療保険の資格情報のコピー
申込み児童を、就労を理由に認可外保育施設等に預けている場合	・⑥「利用証明書」 ※保護者の就労等(P6の保育を必要とする事由)を理由として、月64時間以上利用している場合のみ
藤井寺市へ転入予定の場合	・現在の住所地での住民票(家族全員記載分) ・賃貸借契約書または売買契約書のコピー ※住所地、引き渡し日、契約者名が記載されているもの ・申立書 ※藤井寺市に在住の方の住所へ転入してくる場合のみ ・申込み児童の在園証明書 ※転入前に保育所等に在籍している場合のみ
お子さんの障がいや発達を理由に加配を希望する場合 ※対象の方は下記を読んで、お早めにご相談ください。	・手帳の交付を受けている場合は、手帳のコピー ・サポートブック(はばたき) ・検査結果がある場合は、結果のコピー

保育において配慮(加配)が必要な場合について

障がいや発達の具合により、集団生活の中で配慮が必要なお子さんのために、担任以外に補助の先生を配置(加配)することがあります。

お子さんに障がいがあったり、検診等で発達についてアドバイスを受けて、こうした保育を希望する場合、

- ①主治医の診断書又は発達検査の検査結果
- ②サポートブック(はばたき)
- ③その他必要書類

が必要になりますので、申込み前にあらかじめご相談ください。

加配を希望し申込みされた場合、入所選考基準による審査の他に、審査会において加配の必要性について判定を行います。

書類のみで判定できない場合等、面談を実施し、お子さんの様子を見させていただく場合があります。

加配を希望されても、審査の結果、加配を行わない(通常の体制の中で配慮していきます。)と判断される場合があります。また、通常の申込同様、審査の結果(受け入れ体制等の理由から)入所できない場合もありますので、ご了承ください。

(4) 課税(非課税)証明書等(下記に該当し、なおかつ個人番号の提出をされていない方)

保育料決定時に課税情報が必要となります。下記に該当する方は、父母それぞれについて課税証明書等の提出が必要です。祖父母など同居者が生計中心者の場合は、その方についても必要となります。※個人番号の提出をされている方は不要です。また、市民税の申告をされていない方は課税情報を確認できませんので、申告が必要です。

父母等の状況	必要書類
①令和7年1月2日以降に藤井寺市へ転入された方(転入予定も含む)	・令和7年度市民税課税(非課税)証明書(コピー可) ※前住所地(令和7年1月1日現在)の市区町村で取得してください。
②令和8年1月2日以降に藤井寺市へ転入された方(転入予定も含む)	・令和8年度市民税課税(非課税)証明書(コピー可) ※前住所地(令和8年1月1日現在)の市区町村で取得してください。 ※4~8月入所(園)申込みの方は令和7年度市民税課税(非課税)証明書(コピー可)も必要です。
③令和7年1月1日または令和8年1月1日に住民登録がないため課税証明書を取得できない方(海外からの転入等)	収入や控除がある方は、金額を証明できる書類を添付してください。

6. 藤井寺市利用調整選考基準

この基準は、令和8年4月選考から適用されます。

世帯の合計指数の高い方から入所(園)を決定します。

<世帯の指数の算定方法>

$$\text{父 基本指数} + \text{母 基本指数} + \text{調整指数 (加算及び減算)} = \text{その世帯の合計指数}$$

※ひとり親世帯、または離婚調停中(離婚調停の証明書が必要)の場合には、父または母の基準指数に50を加算したのち、調整指数を加算して、その世帯の合計指数とします。

※加算については、該当する項目の得点の高い2項目までを加算します。
ただし、同一の類型での重複はできません。

(1) 基本指数

番号	事由	項目	基本指数		
			父	母	
1	居宅外就労	外勤	月の勤務時間が160時間以上	50	50
			月の勤務時間が140時間以上160時間未満	45	45
			月の勤務時間が120時間以上140時間未満	40	40
			月の勤務時間が96時間以上120時間未満	35	35
		自営	自営主(経営者)として、月の勤務時間が160時間以上	50	50
			自営主(経営者)として、月の勤務時間が96時間以上160時間未満	45	45
			協力者(専従者)として、月の勤務時間が140時間以上	40	40
			協力者(専従者)として、月の勤務時間が96時間以上140時間未満	35	35
	月の勤務時間が「外勤」・「その他の就労事由」を併せて64時間となる		20	20	
	月の従事時間が64時間以上、農作業に従事している		20	20	
	居宅内就労	自営	自営主(経営者)として、月の勤務時間が160時間以上	45	45
			自営主(経営者)として、月の勤務時間が96時間以上160時間未満	40	40
			協力者(専従者)として、月の勤務時間が140時間以上	35	35
			協力者(専従者)として、月の勤務時間が96時間以上140時間未満	30	30
月の勤務時間が140時間以上		40	40		
月の勤務時間が96時間以上140時間未満		35	35		
月の従事時間が64時間以上、内職に従事している		15	15		
就労	月の勤務時間が64時間以上96時間未満	20	20		
2	妊娠・出産	出産(予定)日の前後8週間(多胎妊娠の場合は産前14週間、産後8週間) ※ 出産予定日と母の氏名がわかる母子健康手帳が必要		20	
3	障がい・疾病	身体障がい者手帳1～2級、精神障がい者保健福祉手帳1～2級、療育手帳Aを所持しているか、診断書により居宅内で常時安静を必要とするか、6か月以上の長期入院を必要とされている場合	50	50	
		身体障がい者手帳3級、精神障がい者保健福祉手帳3級、療育手帳B1・B2を所持しているか、診断書により、1か月以上6か月未満の入院を必要とされている場合	40	40	
		身体障がい者手帳4級以下を所持しているか、それに類する診断書により、保育し難い状態と判断される場合	30	30	
		診断書により、定期的通院を必要とされている場合	15	15	

番号	事由	項目	基本指数	
			父	母
4	介護・看護	同居する親族の介護(看護)を常時または1か月以上している(但し、介護(看護)される者が介護認定5～3、身体障がい者手帳1～2級、精神障がい者保健福祉手帳1～2級、療育手帳A・B1・B2を所持しているか、それに類する診断書が必要)	30	30
		同居する親族の介護(看護)を常時または1か月以上している(但し、介護(看護)される者が介護認定2～1、要支援、身体障がい者手帳3級以下または精神障がい者保健福祉手帳3級を所持しているか、それに類する診断書が必要)	25	25
		同居するお子さんが支援学校等を利用するため、その通学(園)に週4日以上付き添っている(お子さんの通学(園)証明等が必要)	20	20
		同居する親族が、1か月以上の入院(診断書必要)のため付き添っている	20	20
		同居でない親族の介護(看護)を常時または1か月以上しているか、1か月以上の入院(診断書添付)のため付き添っている	15	15
5	災害	災害等により居宅を失うもしくは著しく破損し、その復旧にあたっている(り災証明が必要)	50	50
6	求職中	求職活動(起業準備中も含む)を継続的に行っている	10	10
		生計中心者が失業している(ひとり親世帯の保護者または一方の保護者が被扶養者(控除対象配偶者等)である世帯における他方の保護者)※事実発生日から3か月以内(申込日基準)であること、及び離職証明が必要	30	30
7	就学	就労に必要な技能習得のために職業訓練校、専門学校、大学等に通学し、月120時間以上の就学をしている(在学証明、カリキュラム表を添付すること)	40	40
		就労に必要な技能習得のために職業訓練校、専門学校、大学等に通学し、月96時間以上120時間未満の就学をしている(在学証明、カリキュラム表を添付すること)	30	30
		就労に必要な技能習得のために職業訓練校、専門学校、大学等の通信課程(在宅学習)をしており、月96時間以上の就学をしている(在学証明、カリキュラム表を添付すること)	25	25
		就労に必要な技能習得のために月64時間以上96時間未満の就学をしている(在学証明、カリキュラム表を添付すること)	20	20

※ 提出された書類が、内定(予定)の場合は、基本点より減点します。

※ 入所基準日時点の事由での審査となります。たとえば、入所基準日に産前産後期間に該当する場合、他の事由があっても「妊娠・出産」での事由とします。

※ 「妊娠・出産」での入所の際は出産日から57日目の属する月末で退所となります。

引き続き保育所等の利用を希望する場合は、新たに保育を必要とする事由と申込みが必要となります。退所月の翌月のみ同園であれば育児休業で申し込むことが可能です。

新たに就労で申し込む場合は育児休業を短縮し、復職していただくこととなります。

※ 児童福祉の観点から特別な支援を要する家庭であると市が認める場合は、その家庭の状況を判断し選考します。但し、運営上入所できない場合もあります。

(2) 調整指数

番号	類型	加算項目	調整指数
1	世帯	祖父母との同居によらないひとり親	25
2		祖父母との同居によるひとり親	15
3		祖父母等との同居によらない、ひとり親に準じた(離婚調停、裁判中等)世帯 ※事件係属証明書等による公的証明が必要	10
4		祖父母等との同居による、ひとり親に準じた(離婚調停、裁判中等)世帯 ※事件係属証明書等による公的証明が必要	5
5		生活保護を受給している世帯	15
6	措置	保育所等入所に関する意見書(児童福祉法第26条第1項第4号に基づく)が 公的機関(子ども家庭センター、保健所、子育て支援課等)より提出されている	10
7	就労	母親が就労先で社会保険(単独)に加入している(添付が必要) ※任意継続の保険証は該当しない	15
8		勤務先での育児休暇取得期間が終了し、復職となる	15
9	こ ど も の 状 況	本市の認可保育所に入所できないため、広域入所で他市町村の認可保育所等に入所している	25
10		転入前の市町村において、認可保育所等に入所している(在園証明が必要) ※入所希望月の前月まで利用していること	25
11		託児施設等(企業主導型保育施設を含む)を月64時間以上利用している(利用証明書が必要) ※保護者が就労等による	25
12		藤井寺市内の認可保育施設の申込みをしたが利用不可であり、一時保育を月64時間以上利用している(利用証明書が必要)※保護者が就労等による	25
13		加配保育を希望しており、申請児童が障がい有している ※障がい者手帳、療育手帳があること(コピーの提出が必要)	15
14		兄弟姉妹がすでに認可保育所等に入所しており、入所希望月時点で入所継続の予定である (1号認定児は除く)	15
15		兄弟姉妹が同時に申し込んでいる	5
16		同居する18歳未満の児童の中での3人目以降の申込である	5
17		兄弟姉妹を同一園にするための転園(現在、藤井寺市の認可保育施設に入所中の方のみ。)	35
18	校区内の保育所への転園(現在、藤井寺市の認可保育施設に入所中の方のみ。)	20	
19	待機	本市の保育所等を希望して、年度当初(4月)の不承諾を連続で2回以上受けている	10
20		本市の保育所等を希望して、令和7年4月入所時に不承諾を受けている	5
21		令和7年度申込みで、本市の保育所等を希望して、 希望月が令和7年10月入所以前に申し込んでいる	1
22	職 種	保育士証・幼稚園教諭等の免許状等を有し、保育士・幼稚園教諭・保育教諭として藤井寺市 内の保育所・認定こども園等で勤務している、または勤務する予定である (認定こども園ではない幼稚園での勤務は除く)	23
23		保育士証・幼稚園教諭等の免許状等を有し、保育士・幼稚園教諭・保育教諭として藤井寺市 外の保育所・認定こども園等で勤務している、または勤務する予定である (認定こども園ではない幼稚園での勤務は除く)	3

番号	加算項目	調整指数
1	入所選考基準において内定(予定)である	-5
2	同居する祖父母(65歳未満)に保育を必要とする事由がない	-20

○ 加算については、該当する項目の得点の高い2項目までを加算します。但し、同一の類型での重複は行いません。

7. 教育・保育給付認定について

保育所等を利用する場合、保護者の状況により保育が必要かどうかの認定(2号認定、3号認定)を受ける必要があります。

認定には「認定区分」「保育を必要とする事由」「保育の必要量」のそれぞれの項目があり、有効期限が設けられます。

子ども1人につき1枚「教育・保育給付認定通知書兼支給認定証」(以下「支給認定証」という。)が交付されます。

(1) 認定区分について

お子さんの「年齢」「認定区分」によって、利用できる施設が異なります。

認定区分	対象となる子ども		利用できる主な施設
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上	教育を希望される場合	幼稚園 認定こども園 (公立園は4歳以上)
2号認定 (満3歳以上保育認定)	満3歳以上	「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望される場合	保育所 認定こども園
3号認定 (満3歳未満保育認定)	満3歳未満	「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望される場合	保育所 認定こども園 小規模保育事業 等

※民間認定こども園の1号認定にお申込みの場合は、直接施設へお問い合わせください。

※3号認定を受けたかたが満3歳を迎えたことにより2号認定へ切替わった場合、本市が認定の変更を行います。新たな認定証は該当者が3歳児クラスに進級する際に市から交付します。

(2) 保育を必要とする事由について

認定(2号認定、3号認定)を受けるためには、保護者のいずれもが下記のいずれかに該当する必要があります。

① 就労	1か月に64時間以上就労していること (フルタイム、パートタイム、居宅内の労働(自営業等)、夜間就業など基本的にすべての就労が対象)
② 妊娠、出産	産前産後8週間 (※多胎妊娠の場合、産前14週間、産後8週間)
③ 疾病等	保護者が疾病、もしくは負傷し又は心身に障がいをもっていること
④ 介護等	同居親族(長期入院等している親族を含む)の常時介護、又は看護をしていること
⑤ 災害復旧	災害等により居宅を失うもしくは著しく破損し、その復旧にあたっていること
⑥ 求職活動	求職活動(起業準備を含む)を継続的に行っていること
⑦ 就学	就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)
⑧ 虐待・DV	虐待やDVのおそれがあると判断される場合
⑨ 育児休業中	すでに保育を利用しているお子さんで、継続利用が必要と認められる場合
⑩ その他	市長が上記に類する状態にあると認める場合

※入所後に育児休業から復帰予定の方は、「①就労」に該当します。入所が決まった際には、入所月の20日までに育児休業を終了し、21日からは必ず職場復帰していただく必要があります。

(3) 保育の必要量と在園できる期間について

保育の必要量は、保育を必要とする事由に応じてフルタイム就労を想定した「保育標準時間(最長11時間)」またはパートタイム就労等を想定した「保育短時間(最長8時間)」に区分され、保育所等を利用できる時間や保育料が異なります。それぞれの家庭の就労実態等に応じて、その範囲の中で利用することが可能な最大限の枠として設定するものです。

入所(園)後の在園期間は、支給認定証の有効期限と異なる場合があります。

保育を必要とする事由	利用できる時間(保育必要量)	在園期間
就労 (月64時間以上120時間未満)	(原則) 保育短時間	小学校就学前まで (ただし、失職した場合は翌月の月末まで)
就労(月120時間以上)	保育標準時間	
妊娠、出産(産前産後8週間)	保育標準時間	出産予定日の2か月前から、出産日から56日目の属する月末まで (例:5月10日出産の場合は、56日目が7月5日なので、7月末まで)
求職活動(起業準備を含む)	(原則) 保育短時間	3か月以内(ただし、3か月以内に就労した場合は「就労」に同じ)
就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)	保育標準時間 又は 保育短時間	卒業または修了まで
保護者の疾病・障がい	(原則) 保育短時間	必要とする期間
同居親族等の介護・看護	保育標準時間 又は 保育短時間	
災害復旧	保育標準時間	
虐待やDVのおそれがあると認められること	保育標準時間	
育児休業取得時に、既に本市の保育施設を利用しており、継続利用が必要と認められる場合	(原則) 保育短時間	

保育時間

保育標準時間

原則的な保育時間を8時間とした上で、11時間までの範囲内で保育が必要な時間(就労時間+通勤時間のみ)の利用ができるもの。ただし、施設が定める11時間の時間帯を超える保育の利用を行うと延長保育となる。

保育短時間

原則的な保育時間である8時間のうち、保育が必要な範囲内の利用ができるもの。ただし、施設が定める8時間の時間帯を超える保育の利用をすると延長保育となる。

※「保育標準時間」と「保育短時間」については、各施設で設定しており、時間帯については施設により異なります。各施設の「保育標準時間」と「保育短時間」については、4ページの「保育標準・保育短時間の設定」をご確認ください。
 ※「保育標準時間」の方は最大で11時間の利用が可能であり、保護者が必要とする時間で利用をしてください。また、「保育短時間」・「土曜日保育」も同様に保護者が必要とする時間で利用をしてください。

8. 入所(園)後の届出・手続等

(1) 入所(園)後に必要な届出・手続について

保育所等に入所(園)したときの世帯の状況が、次のいずれかに該当する場合は、必ずこども育成課に必要書類を提出してください。

入所(園)したときの世帯の状況	届出・手続等
育児休業からの復職予定で、入所月20日までに育児休業を短縮する必要のある方 (申込時に提出した就労証明書の育児休業期間が、入所月20日までに終了している方については再提出の必要はありません。)	就労証明書の提出 ※入所月20日までに
就労内定の方	就労証明書の提出 ※入所日から90日目が属する月末までに
求職活動中の方	就労証明書の提出 ※入所日から90日目が属する月末までに
転入予定の方	入所月の前月末日までに転入し、転入届を市民課へ提出

※印の手続については、4月入所(園)のみ別途定める期限内での提出が必要となります。

期限内に手続を完了されない場合は、認定を取り消し、退所(園)になりますのでご注意ください。

(2) 入所(園)後の家庭状況等の変更について

保育所等に入所(園)後、家庭状況や支給認定証の保育を必要とする事由に変更があった場合は、必ずこども育成課にご相談の上、必要書類を提出してください。

利用者負担額(保育料)算定における市民税額が修正申告等によって変更された場合も必ずお知らせください。

(3) 他の保育所等に転園を希望される方について

転園申込みの注意事項	提出書類
・年度途中での転園はできません。	<p style="text-align: center;">転園申込書 及び 必要書類 (6～7ページを参照)</p>
・入所(園)した翌年度の4月1日からの転園は希望していただけますが、確実に転園できるものではありません。転園ができなかった場合は、現在の保育施設に引き続き通園となります。	
・翌年度も引き続き転園を希望する場合は、再度申込みが必要です。	
・転園が決定した場合、元の保育施設に戻ることはできません。	

(4) 現況届について

保育を必要とする事由を確認するため、毎年「現況届」を提出していただく必要があります。現況届の詳細については、提出時期になりましたら保育所等を通じてお知らせいたします。

(5) 退所(園)について

以下のいずれかに該当した場合は退所(園)となります。退所(園)届の提出をお願いします。

- ① 幼稚園等に入園する場合
- ② 退職等により家庭でお子さんを保育できるようになった場合
- ③ 市外に転出した場合

※現在、本市の保育施設に入所されているお子さんがおり、育児休業に係る児童が1歳に達する年度末まで育児休業を取られる場合、保育所等の受け入れ体制や待機児童の状況によっては、一時退所(園)していただくことがあります。

9. 利用者負担額(保育料)について

利用者負担額は、利用者(申込みされた児童の属する世帯)の所得に応じた負担(応能負担)が基本となり、国が定める基準を上限として市町村が利用者負担額を決定します。令和8年4月～8月分までの保育料は令和7年度の市民税額で、令和8年9月～令和9年3月分までは令和8年度の市民税額で決定します。利用者負担額算定には世帯の所得状況が必要です。市で市民税課税状況を確認して算定しますが、令和7年1月1日及び令和8年1月1日現在に藤井寺市以外で住民登録されており、保育所等利用調整申込書を提出するときに個人番号の提出をされていない方は、市民税額が確認できる書類を提出してください。なお、利用者負担額に関しては、15～16ページに掲載しておりますので、ご参照ください。

(1) 保育料算定する上での注意点

- ・ 市民税が未申告の方は、申告をしていただく必要があります。
- ・ 祖父母と同居している世帯で、保護者の収入が生活基準額に満たない場合は、祖父または祖母の課税状況も確認させていただいたうえで算定します。
- ・ 別居をしても離婚が成立していない場合は、その方の課税状況も確認させていただいたうえで算定します。また、離婚しているが同居している方、もしくは婚姻はしていないが同居している方についても同様に確認させていただいたうえで算定します。
- ・ 書類の提出がない(確認ができない)場合は、利用者負担額は最高額で決定します。
- ・ 利用者負担額は4月1日時点での満年齢で区分しますので誕生日を迎え年齢が上がった場合や、誕生日を過ぎてからの途中入所であっても、年齢区分は変わりません。
- ・ 認定区分「標準時間認定」「短時間認定」によって保育料が異なります。認定区分に変更が生じた場合、年度途中であっても保育料が変更となります。
- ・ 幼児教育・保育の無償化により、3歳児クラスから5歳児クラスまでの全ての児童の保育料は無償となります。
- ・ 利用者負担額以外に雑費(制服、用品代等)や給食費(主食費・副食費)などが必要な場合があります。くわしくは各施設にお問い合わせください。
- ・ 民間の認定こども園・小規模保育事業については、利用者負担額を各施設へ直接納めていただくことになります。

(2) 多子世帯の利用者負担額の軽減

- ・ 子どもが2人以上おられる世帯で、最年長から数えて2人目の子どもが以下の施設を利用されているときは、保育料が半額、3人目以降の子どもは無償になります。

対象となる施設: 認可保育所、認定こども園、地域型保育事業

(3) ひとり親世帯等の利用者負担額については16ページをご覧ください。

(4) 副食費の免除については16ページをご覧ください。

支給認定保護者の属する世帯の所得の階層区分		3歳未満児	
階層区分	定義	保育標準時間	保育短時間
第1	生活保護世帯等	0	0
第2	市町村民税非課税世帯	0	0
第3	市町村民税均等割のみの世帯	8,500	8,300
第4	市町村民税所得割額 25,000円未満	9,500	9,300
第5	市町村民税所得割額 25,000円 ~ 55,000円未満	15,500	15,200
第6	市町村民税所得割額 55,000円 ~ 65,000円未満	16,500	16,200
第7	市町村民税所得割額 65,000円 ~ 85,000円未満	20,000	19,600
第8	市町村民税所得割額 85,000円 ~ 97,000円未満	25,500	25,000
第9	市町村民税所得割額 97,000円 ~ 145,000円未満	37,000	36,300
第10	市町村民税所得割額 145,000円 ~ 169,000円未満	40,000	39,300
第11	市町村民税所得割額 169,000円 ~ 301,000円未満	51,000	50,100
第12	市町村民税所得割額 301,000円 ~ 397,000円未満	53,000	52,000
第13	市町村民税所得割額 397,000円以上	55,000	54,000

※3歳児クラス以上については、利用者負担額は無償です(給食費やその他雑費は別途支払いが必要です。)

- 本市の利用者負担額(保育料)は、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による、市町村民税で決定します(第1階層は除く)。ただし、市町村民税が未申告等により、利用者負担額の判定ができない場合は、最高額(仮算定)の徴収となります。また転入等により本市に課税台帳がない場合は、保護者から課税証明書等を提出してもらい、利用者負担額を決定します。
- 2人以上の子どもがいる場合、2人目の利用者負担額は半額、3人目以降は無償となります。令和6年度より、対象者を拡充しました。詳しくは下記「多子世帯の軽減措置」をご参照ください。
- 第3階層における「均等割」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいいます。
- 第4階層から第13階層までにおける「所得割」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいいます。ただし、所得割額を計算する場合には、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、外国税額控除及び寄附金税額控除等の税額控除(調整控除を除く)を適用する前の額とします。
- 利用者負担額の決定にあたっては、当該年度の初日の前日における満年齢によるものとし、当該年度中はその年齢を適用します。
- 月の途中で入所又は退所した場合は、利用者負担額を日割りで計算します。
- 4月分から8月分の利用者負担額については前年度の税額とし、9月分から翌年3月分の利用者負担額は当該年度の税額とします。
- 税額及び世帯に変更が生じた場合は速やかに申し出てください。利用者負担額の変更は申請の翌月からとなります。

多子世帯の軽減措置

保護者と生計を一にする子どものうち、最年長の子どもから数えて2人目の利用者負担額は半額、3人目以降は無償となります。
 ※上の子が無償化の対象であっても多子カウントに含めます。



※多子世帯に対する利用者負担額の軽減措置に関する注意点

多子世帯に対する利用者負担額の軽減措置に関して、藤井寺市に住民票がある同一世帯の兄弟については多子カウントに反映させていますが、別世帯や藤井寺市外に住民票がある兄弟については市で把握できませんので、生計を一にする(保護者が扶養している)子どもがいる場合は申し出てください。また、生計が別になった場合もその時点で必ず申し出てください。

ひとり親世帯等の軽減措置

下記条件に該当する世帯で市町村民税所得割額が77,100円以下の方(第3階層から第6階層及び第7階層の一部)について、支給認定保護者と生計を一にする子どものうち、最年長の子どもから数えて1人目の利用者負担額は下記の表のとおり、2人目以降は無償となります。

○要保護者(生活保護法第6条第2項に規定する要保護者をいう。)である世帯

○ひとり親世帯

母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規定する配偶者のない女子で現に子どもを扶養している者の世帯及び配偶者のない男子で現に子どもを扶養している者の世帯をいいます。

○以下に該当する在宅障害児(者)のいる世帯

ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児

オ 国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

ひとり親世帯等の軽減措置(1人目の徴収額)

単位:円

支給認定保護者の属する世帯の所得の階層区分		3歳未満児	
階層区分	定義	保育標準時間	保育短時間
第2	市町村民税非課税世帯	0	0
第3	市町村民税均等割のみの世帯	4,250	4,150
第4	市町村民税所得割額 25,000円未満	4,750	4,650
第5	市町村民税所得割額 25,000円 ~ 55,000円未満	7,750	7,600
第6	市町村民税所得割額 55,000円 ~ 65,000円未満	8,250	8,100
第7	市町村民税所得割額 77,100円以下	9,000	8,800

※市民税所得割額77,101円以上の世帯は、ひとり親世帯等の軽減措置の対象にはなりません。

※3歳児以上は無償

※2人目以降は無償

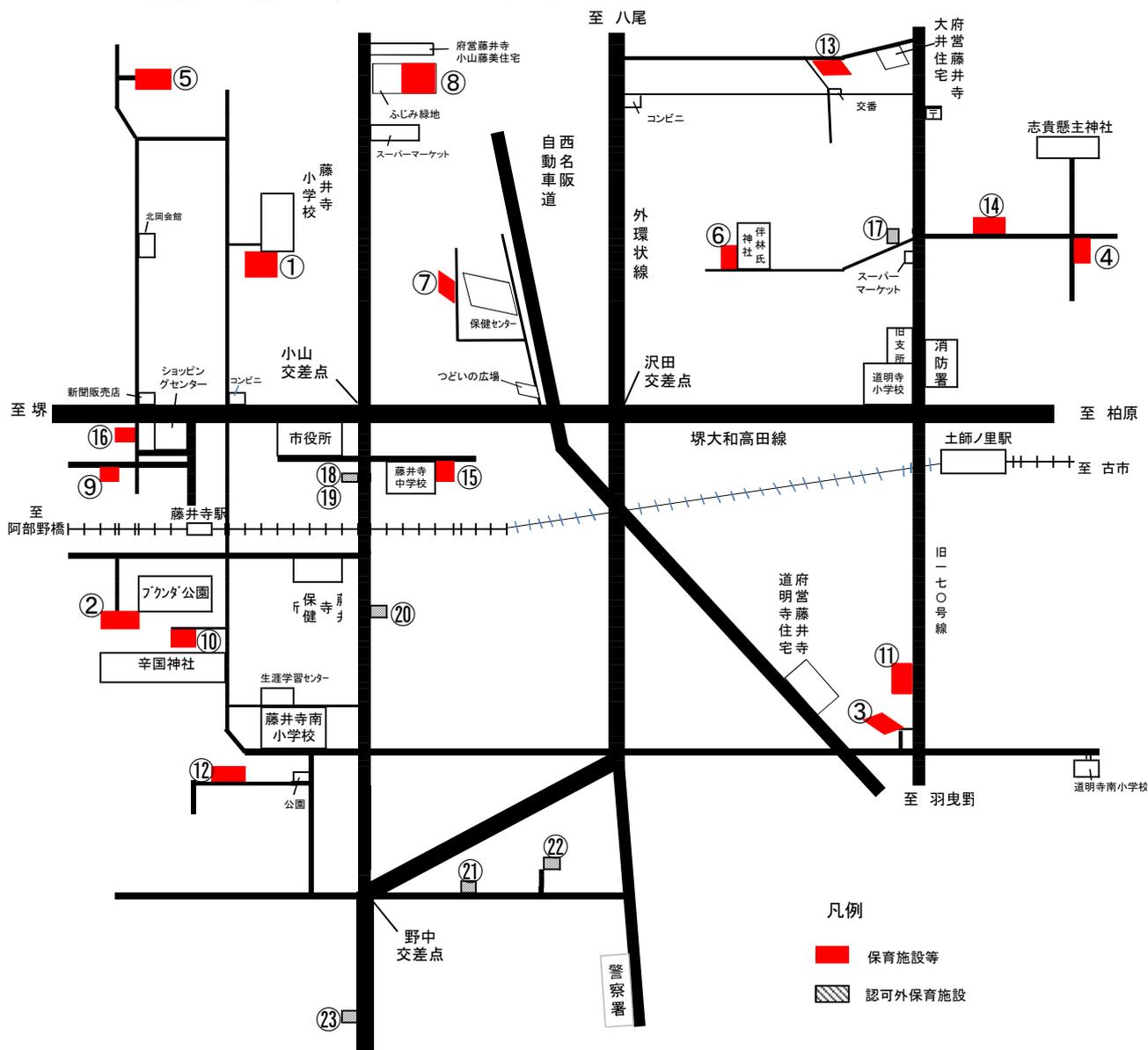
副食費の免除について(3歳児~5歳児クラス)

下記の条件にあてはまる方は、副食費が免除(無償化)されます。ただし主食費については免除の対象とならないため、各施設へお支払いください。

- ・市町村民税所得割額が57,699円以下(ひとり親世帯等の場合77,100円以下)の世帯の子ども
- ・小学校就学前の子どもの中で、第3子以降の子ども



保育施設位置図(令和8年4月予定)



公立保育所

- ①市立第1保育所
- ②市立第3保育所
- ③市立第4保育所
- ④市立第5保育所
- ⑤市立第6保育所

公立認定こども園

- ⑥道明寺こども園

民間保育園

- ⑦ラミー保育園
- ⑧ふじみ保育園
- ⑨ふじの子保育園
- ⑩ふじの子第二保育園
- ⑪(仮称)道明寺どろんこ保育園

民間認定こども園

- ⑫ななこども園
- ⑬ひかりこども園
- ⑭惣社こども園
- ⑮藤井寺カトリック幼稚園

小規模保育

- ⑯キングダム・キッズ藤井寺

認可外保育施設 ※1

- ⑰はやし保育園
- ⑱ひじり保育園
- ⑲グルービーインターナショナル
ベイビーズスクール
- ⑳大阪東部ヤクルト販売(株)藤井寺保育所
- ㉑ゆうわ保育園
- ㉒青山ちびっこルーム
- ㉓(仮称)レインボーローズインターナショナル
スクール藤井寺野中校

※1 詳細については施設へお問い合わせください

10.各保育施設の案内について

施設		公立保育所				
施設ごとの定員（人）		第1保育所	第3保育所	第4保育所	第5保育所	第6保育所
		120	120	70	68	70
延長保育 (第1・3・4保育所 において実施)	時間	朝 7:00～7:30 晩 18:30～19:00				
	料金	第1子 300円/日 第2子 150円/日 第3子以降 無料 いずれも小学校就学前子どもの人数※1 上限 第1子 5,000円/月 第2子 2,500円/月				
障害児保育の実施		有り（全園で実施）				
駐車場		第1保育所：市民総合会館の駐車場を利用可能 第5保育所：父母の会で借りている駐車場有 その他：駐車場無し（自家用車での送迎はご遠慮ください。）				
保護者負担 (主なもの)	保険料	240円/年				
	遠足代	なし				
	給食費	2号認定：4,500円/月（主食費：無償、副食費：4,500円） 3号認定：保育料に含む				
	教材費	諸費として500円/月 3歳児以上のみ				
	被服費	なし				
	写真代	55円/枚（送料220円～） データ購入の場合送料不要				
	その他					
備考		※1 小学校入学前で、最年長の子どもを第1子（300円/日）、2番目に年長の子を第2子（150円/日）、それ以降を第3子以降（0円）として取り扱います。				
保育指針や理念 特色ある保育内容等		<p>保育所は、お子さまが心身ともに健やかに日々を過ごすことができ、保護者の皆さまにも安心してお預けいただける施設です。</p> <p>お子さま一人ひとりの成長と発達を支えるため、「養護」と「教育」を一体として捉えた保育の推進に取り組んでおります。あたたかく丁寧な関わりを通じて、豊かな人間性の育成を目指しています。</p> <p>また、地域との連携を深めるとともに、子育て家庭との交流や支援にも積極的に取り組んでおります。</p>				

※記載の内容については令和7年4月1日時点のものになります。

施設名		道明寺こども園	
認定区分ごとの定員（人）		1号 63	2・3号 127
休業日（1号認定のみ）		春季 3月25日～ 4月7日 夏季 7月21日～8月31日 冬季 12月25日～1月7日	
教育及び保育の提供時間		8：45～15：00	短時間（8h） 8：45～16：45 標準時間（11h） 7：30～18：30
預かり保育または延長保育	時間	① ～17：00 ② ～18：00	
	料金	通常保育のある日 ①400円/日 ②600円/日	通常保育のない日 ①800円/日 ②1,000円/日
障害児保育の実施		有り	
駐車場		原則不可（やむを得ない場合は要相談）	有り（要申請）
保護者負担 （主なもの）	保険料	200円/年	
	遠足代	なし	
	給食費	1号認定：3,000円/月 （新規入園の4歳児は4月のみ200円/1食） 預かり保育：200円/日（通常保育のない日のみ）、50円/日（おやつ代）	2号認定：4,500円/月 （主食費：無償、副食費：4,500円） 3号認定：保育料に含む
	教材費	諸費として500円/月 3歳児以上のみ	
	被服費	カラー帽子 3歳児以上のみ	
	写真代	55円/枚（送料220円～） データ購入の場合送料不要	
	その他	体操服、体操ズボン、上靴ほか、ご用意いただくものがあります 3歳児以上のみ	
備考	1号認定子どもについて、通園区域を設けていませんが、旧道明寺幼稚園・旧道明寺東幼稚園の通園区域に在住している子どもを優先して受入れる。		
	※1 小学校入学前で最年長の子どもを第1子（300円/日）、2番目に年長の子どものを第2子（150円/日）、それ以降を第3子以降（0円）として取り扱います。		
保育指針や理念 特色ある保育内容等		公立保育所と同じになります。	

※記載の内容については令和7年4月1日時点のものになります。

施設名		ラミー保育園						
年齢ごとの定員（人）		5歳児	4歳児	3歳児	2歳児	1歳児	0歳児	合計
		11	11	11	11	10	6	60
延長保育	時間	平日 18:00～19:00						
	料金	月額5,000円 兄弟2人目から半額 臨時 30分 300円						
障害児保育の実施		無し						
駐車場	台数	4台有り						
	料金	無し（条件 送迎は徒歩又は自転車をお願いします。やむを得ない方は譲り合い速やかな利用を）						
保護者負担 （主なもの）	保険料	日本スポーツ振興センター共済掛金 240円						
	遠足代							
	給食費	3歳児から 5,600 円/月 3歳児から 土曜日保育は300円/日 システム手数料 165円						
	教材費	入園時に3・4歳児：3,280円、5歳児：3,460円 （パステル、マーカー、自由画帳、粘土・ケース・粘土板）						
	被服費							
	写真代							
	その他	【年間】おたより帳1,000円 ティッシュ、雑巾、ビニール袋等の雑費800円、作品袋120円 【入園時】健康手帳360円 帽子2歳児から1,050円 アルバム代1,200円						
ご用意いただくもの		レジ袋 エコバッグ等						
備考								
保育指針や理念 特色ある保育内容等		キリスト教保育を基盤とし、神様が私たちひとりひとりをかけがえのない大切な存在として愛してくださっているように、私たちも愛し愛され、心を開き喜びに満ちた生活ができるように保育する。						

※記載の内容については令和7年4月1日時点のものになります。

※内容について確認したいことがある場合は、直接施設へお問い合わせください。

施設名		ふじみ保育園						
年齢ごとの定員（人）		5歳児	4歳児	3歳児	2歳児	1歳児	0歳児	合計
		30	30	30	26	22	12	150
延長保育	時間	朝 7:00～7:30 晩 18:30～19:30						
	料金	300円/30分（事前申込の場合）						
病後児保育	時間	9:00～17:00（土日祝除く。）						
	料金	利用料1,000円 給食費400円/1日						
障害児保育の実施		有り						
駐車場		有り						
保護者負担 （主なもの）	保険料	任意加入の傷害保険有						
	遠足代	実費(1,000円程度)						
	給食費	5,500 円/月 3歳児以上						
	教材費	実費（連絡帳、出席ノート、道具箱 等）						
	被服費	実費（体操服、上靴、帽子）						
	写真代	（写真業者のネット販売による）						
	その他							
ご用意いただくもの		ティッシュ、ビニール袋、ハンドソープ、タオル、雑巾等						
備考								
保育指針や理念 特色ある保育内容等		<p>【基本理念】 清く・正しく・明るく</p> <p>【保育理念】 安心して遊べる環境と預ける安心感を</p> <p>【保育方針】 生きる力 思いやりの心を育む保育</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 子ども一人ひとりの興味や意欲を大切にする。 2. 安全で多様な体験ができる環境を用意する。 3. 保育園生活を楽しみ、生きる力を育む。 4. 感性と知性と遊び心を大切にし、思いやりの心を育む。 5. 保護者の悩みや相談に応じ保護者に子育ての楽しみを伝える。 6. 子どもに安心感を与え、的確な指導・助言できるようになる。 7. 地域交流を深める <p>【特 色】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域子育て支援拠点「ぼけっとひろば」事業／・病後児保育事業 ・ 体育教室、英語遊び、科学あそびダンス遊び／ ・ 園内畑での野菜作り（食育の取り組み） 						

※記載の内容については令和7年4月1日時点のものになります。

※内容について確認したいことがある場合は、直接施設へお問い合わせください。

施設名		ふじの子保育園						
年齢ごとの定員（人）		5歳児	4歳児	3歳児	2歳児	1歳児	0歳児	合計
		13	12	10	10	9	6	60
延長保育	保育標準時間（都度 300円/回、月極 5,000円/月） 7：00～7：29、18：31～19：00、19：01～19：30 保育短時間（300円/回） 7：00～7：29、7：30～7：59、8：00～8：29、16：31～17：00、17：01～17：30、17：31～18：00、18：01～18：30、18：31～19：00、19：01～19：30							
障害児保育の実施	無し							
駐車場	無し							
保護者負担 （主なもの）	保険料	スポーツ振興センター費 315円/年						
	遠足代	4歳児 2,000円/年、5歳児2,360円/年						
	給食費	主食費 900円/月（土曜日登園の場合1,500円/月）副食費5,300円/月						
	教材費	0～1歳児…790円（連絡ノート）、2歳児…3,190円（連絡ノート・道具箱・のり・はさみ・クレパス）、3～5歳児…3,880円（出席ノート・シール・道具箱・のり・はさみ・クレパス・ピアノカ吹き口）						
	被服費	0～1歳児…1,380円（クラスカラー帽子）、2～5歳児…14,630円（クラスカラー帽子・制服ポロシャツ・ズボン・夏遊び着・靴）						
	写真代	0～4歳児…4,500円（一年間アルバム代）、5歳児…8,000円（卒園アルバム代）						
	その他	全園児…2,700円前後/6ヶ月（月刊絵本）、320円（おたより袋）、100円（作品袋）						
ご用意いただくもの	ティッシュペーパー1パック、雑巾2枚、ビニール袋・ゴミ袋・手提げ付きビニール袋 各1セット							
備考	産後2ヶ月より受入れ。わくわくキャンプ代1,700円（5歳児のみ）							

施設名		ふじの子第二保育園						
年齢ごとの定員（人）		5歳児	4歳児	3歳児	2歳児	1歳児	0歳児	合計
		15	14	13	12	11	5	70
延長保育	ふじの子保育園と同じになります。							
障害児保育の実施	無し							
駐車場	無し							
保護者負担 （主なもの）	ふじの子保育園と同じになります。							
ご用意いただくもの	ティッシュペーパー1パック、雑巾2枚、ビニール袋・ゴミ袋・手提げ付きビニール袋 各1セット							
備考	産後2ヶ月より受入れ。わくわくキャンプ代1,700円（5歳児のみ）							

基本理念	・「子どもは宝」
保育目標	・明るく元気な子ども・友達と仲良く遊べる子ども
保育方針	<ul style="list-style-type: none"> ・四季の自然遊びを大切に、心情豊かに育てる。 ・絵画や音楽を通して個性を大切にする。 ・心身ともに健康でよく考え、自分の力でやりぬく子どもを育てる

※記載の内容については令和7年4月1日時点のものになります。

※内容について確認したいことがある場合は、直接施設へお問い合わせください。

施設名	道明寺どろんこ保育園（仮称）						
年齢ごとの定員（人）	5歳児	4歳児	3歳児	2歳児	1歳児	0歳児	合計
	20	20	20	18	16	6	100
延長保育	【短時間認定】						
	07:00～08:30	30分あたり	500円/日額				
	16:31～19:30	30分あたり	500円/日額				
	19:31～20:00	30分あたり	1,000円/日額				
	【保育標準時間認定】						
18:01～19:30	30分あたり	500円/日額、5,000円/月					
19:31～20:00	30分あたり	1,000円/日額、10,000円/月					
障害児保育の実施	有（保育時間 7:00～20:00内で個別相談）						
駐車場	台数	有 8台（無料）					
	条件	① 「徒歩」又は「自転車」での送迎にご協力ください ② 園舎内駐車場の利用時は、譲り合い速やかな利用をお願いします ③ 満車時はコインパーキング「セレパーク」をご利用ください（200円/60分） 安全のため、必ず横断歩道を利用ください					
保護者負担 （主なもの）	保険料	無					
	遠足代	実費徴収					
	給食費	7,500円/月 ※3歳児以上					
	教材費	【3歳児以上】クレパス（726円） 【5歳児のみ】鍵盤ハーモニカ（5,900円）					
	被服費	帽子（1,100円） 名札2枚（300円）					
	写真代	（日々の活動）50円/枚 （5歳児卒園アルバム）11,000円/冊					
	その他	製作バッグ（200円） 銭湯代（200円/回） 夕食代（520円/回・9,240円/月） など					
ご用意いただくもの	昼寝用敷布団・掛けタオルケット・エプロン・おむつ等						
備考	① 生後57日～お預かりいたします ② 当園は児童発達支援事業所「つむぎ 道明寺ルーム」を併設予定です						
保育指針や理念 特色ある保育内容等	<p>【保育理念】 にんげん力。育てます。 「にんげん力」を身につけるために必要な遊び・野外体験を提案実践し"自分で考え、行動する思考"を育みます（体験例） 雑巾がけ・長距離散歩・田植え・稲刈り・火水土の体験など</p> <p>【保育方針】 センス・オブ・ワンダー 子どもが"畑仕事・稲刈り・生き物（ヤギ・鶏・その他の生き物）の世話などの労働"や、"自然の中での体験"を通して、ものの性質や身近な事象・生命の尊さ・食材や食の循環に気づくことができるように、10よりも100の経験を与え、子どもが"したいと思う活動"を安全に行えるように見守り、支援してゆきます。（体験例） 自分たちで食事の盛付けなど</p>						

※記載の内容については令和7年4月1日時点のものになります。

※令和8年4月開園予定になります。内容など確認したいことがある場合は、お問い合わせは開園準備室までお願いいたします。（03-5766-8072）

※各費用詳細は、入園説明会でご確認ください。

施設名	ななこども園										
教育・保育区分	教育（1号認定）			保育（2・3号認定）							
年齢ごとの定員（人）	5歳児	4歳児	3歳児	5歳児	4歳児	3歳児	2歳児	1歳児	0歳児		
	5	5	5	23	23	22	18	18	6		
休所日	土・日・祝日 夏季・冬季・春季休暇あり			日・祝日 年末年始（12/29～1/3）							
施設利用時間	教育（5h）		9：00～ 14：00	保育短（8h）			9：00～17：00				
				保育標準（11h）			7：30～18：30				
預かり保育又は延長保育（保育短）	時間	7：30～9：00 16：00～18：30		7：30～9：00 17：00～18：30							
	料金	450円/日（14～16は無償）		300円/90分							
延長保育（全園児）	時間	朝 7：00～7：30 夜 18：30～19：30									
	料金	300円/30分 500円/60分									
障害児保育の実施	有 7：30～18：30										
駐車場	希望制 300円～500円/月 当該年度の利用数により変動										
保護者負担（主なもの）	保険料	240円/年									
	遠足代	教材費から支出									
	給食費	5,300円/月 （主食費800円+副食費4,500円）			6,000円/月（主食費1,200円+副食費4,800円） ※3歳以上のみ						
	教材費	乳児1,000円/月 幼児1,500円/月									
	被服費	1,080円（カラー帽子）									
	写真代	62円/枚									
	その他	I Cカード1枚1,000円 卒園アルバム（5歳児のみ 2024年度実績5,250円） 体操服 上2,700円・下2,000円（3歳児から）									
ご用意いただくもの	午睡用コットのシーツ（0歳～4歳）・紙オムツなど										
教育・保育要領や理念 特色ある保育内容等	創始理念 “子どもの立場を尊重し、新しいかかわり（「大人と子ども」「大人どうし」「子どもどうし」の関係性の再構築）を創造するための施設にする” 運営理念 みんなでみんなをみていく園づくり										

※民間認定こども園の1号認定にお申込みの場合は、直接施設へお問い合わせください。

※記載の内容については令和7年4月1日時点のものになります。

※内容について確認したいことがある場合は、直接施設へお問い合わせください。

施設名	ひかりこども園									
教育・保育区分	教育（1号認定）					保育（2・3号認定）				
年齢ごとの定員（人）	5歳児	4歳児	3歳児	5歳児	4歳児	3歳児	2歳児	1歳児	0歳児	
	5	5	5	21	21	21	21	20	6	
休所日	土・日・祝 夏季（7/21～8/31） 冬季（12/21～1/7） 春季（3/21～3/31）					日・祝日 年末年始（12/29～1/3）				
教育及び保育の提供時間	教育 （4h）	9：00～ 13:00			保育短（8h）			8：30～16：30		
					保育標準（11h）			7：00～18：00		
預かり保育又は 延長保育（保育 短）	時間	13：00～15：00 15：00～19：00			16：30～19：00					
	料金	3,000円/月 （13：00～15：00は無料）			30分ごと 2,000円/月 又は 200円/回（月5回以内）					
延長保育 （保育標準）	時間	18：00～19：00								
	料金	30分 2,000円/月 又は 200円/回（5回以内/月）								
障害児保育の実施	無									
駐車場	有									
保護者負担 （主なもの）	保険料	240円/年								
	遠足代	教材費から支出								
	給食費	5,300円/月（主食費800円+副食費4,500円）※3歳以上のみ								
	教材費	0～400円程度/月 ※年齢によって異なります								
	被服費	0～20,000円程度/年								
	写真代	無料（ネット配信）								
	その他	行事費 0～2歳児 500円/月 3～5歳児 1,000円/月								
ご用意いただくもの	家庭持ち帰り用ビニール袋（0～2歳児）									
教育・保育要領や理念 特色ある保育内容等	<p>成長、発達に応じた教育・保育を一体的に行う中で、心情・意欲・態度を培い、生きる力の基礎を育成する。保護者に対する子育て支援は、子どもの利益を最優先して行い、子どもの育ちを家庭と連携して支援していく。</p> <p>英語、体育、音楽フラダンスの講師による教育課程。</p> <p>広い農園で食育を意識しながら野菜・果実を育て、収穫の喜びを味わう。</p>									

※民間認定こども園の1号認定にお申込みの場合は、直接施設へお問い合わせください。

※記載の内容については令和7年4月1日時点のものになります。

※内容について確認したいことがある場合は、直接施設へお問い合わせください。

施設名		惣社こども園								
教育・保育区分		教育（1号認定）			保育（2・3号認定）					
年齢ごとの定員（人）		5歳児	4歳児	3歳児	5歳児	4歳児	3歳児	2歳児	1歳児	0歳児
		5	5	5	25	24	23	22	21	15
休所日		土・日・祝日 夏季（8/10～8/20） 冬季（12/25～1/5） 春季（3/25～3/31）			日・祝日 年末年始（12/29～1/3）					
教育及び保育の提供時間		教育 （7h）	9：00～16：00		保育短（8h）		8：30～16：30			
					保育標準（11h）		7：30～18：30			
預かり保育又は 延長保育（保育 短）	時間	朝 7：00～9：00 夜 16：00～19：30			朝 7：00～8：30 夜 16：30～19：30					
	料金	1,600円/日（1号認定）、300円/30分 ※事前申込でない場合 500円/30分								
延長保育 （保育標準）	時間	—			朝 7：00～7：30 夜 18：30～19：30					
	料金	—			300円/30分 ※事前申込でない場合 500円/30分					
障害児保育の実施		有								
駐車場		次のいずれかに該当する場合、許可。ただし、希望時間に空きがない場合あり。 ① 園から直線距離で700m以上にお住まいの方 ② 園から直線距離で400m以上700m未満にお住まいで、子どもが3人以上いる方 ③ 園から直線距離で400m以上700m未満にお住まいで、0歳児又は1歳児がいる方 ④ 病気、怪我、障害のある子ども、あるいは保護者の方で歩行、自転車での登園が困難な方								
保護者負担 （主なもの）	保険料	任意加入の保険有								
	遠足代	実費徴収								
	給食費	5,500円/月（主食費800円+副食費4,700円）※2号認定の場合								
	教材費	実費徴収								
	被服費	実費徴収								
	写真代	154円/枚（L版）他 ※業者から直接購入								
ご用意いただくもの		ティッシュ、ビニール袋、ハンドソープ、タオル、ぞうきん等								
教育・保育要領や理念 特色ある教育・保育内容等		1) こども園の理念～安心して遊べる環境とあずける安心感を～ ①子ども達一人一人が、持って生まれた「命（みこと）」を発見・達成できるように援助する。 ②子ども達の最善の利益を考慮し、保護者とともに子どもの健やかな成長に努め、就労を支援する。 ③職員はプロ意識をもち、人間性と専門性の向上に努める。 2)教育・保育方針～思いやりの心を大切にして子育てを援助する～ ①子ども一人ひとりの興味や意欲を大切に。 ②安全で多様な体験ができ、主体的に活動する環境を用意する。 ③こども園生活を楽しみ、生きる力を育む。 ④感性と知性と遊び心を大切にし、思いやりの心を育む。 ⑤保護者の悩みや相談に応じ、保護者及び地域における子育て家庭を支援する。 ⑥子どもに安心と信頼感を与え、適切な指導・助言をするとともに共感励ます。 （特色） ・外部講師による「体育教室」「英語遊び」「科学遊び」 ・園内の畑で年間を通して野菜作り（食育の取り組み）								

※民間認定こども園の1号認定にお申込みの場合は、直接施設へお問い合わせください。

※記載の内容については令和7年4月1日時点のものになります。

※内容について確認したいことがある場合は、直接施設へお問い合わせください。

施設名		藤井寺カトリック幼稚園						
教育・保育区分		教育（1号認定）			保育（2・3号認定）			
年齢ごとの定員（人）		5歳児	4歳児	3歳児	5歳児	4歳児	3歳児	2歳児
		30	30	30	10(8)	10(8)	10(8)	(6)
休所日		土・日・祝日 創立記念日 6/10 夏季（8/13～8/15） 冬季（12/29～1/7） 春季（3/31、4/8）行事の代休日			日・祝日 年未年始（12/29～1/3） お盆休み（8/13～8/15） 3/31・4/8 休園協力日			
教育及び保育の提供時間		教育（5h）	9：00～14：00		保育短（8h）	8：30～16：30		
					保育標準（11h）	7：30～18：30		
預かり保育又は延長保育	時間	7：30～9：00 14：00～18：30			7：30～8：30 16：30～18：30			
	料金	100円/30分						
障害児保育の実施		無						
駐車場		無						
保護者負担 （主なもの）	保険料	200円/年額						
	遠足代	年少 2,000円 年中 2,000円 年長 10,000円（お別れ遠足含む）						
	給食費	7,000円程度/月額（事前申込のため返金できません。）						
	教育施設充実費	2,000円/月額（英語・体操講師含む）						
	被服費	約43,000円（制服代）ジャケット、ズボン・スカート、ポロシャツ、体操服（夏・冬）、スモック（夏・冬）、帽子（制帽・体操帽）、リュック、靴下、運動靴						
	写真代	550円/枚（行事の集合写真年間6～8枚）						
	その他	バス代4,000円/12回払（利用者のみ）、行事使用衣装クリーニング代500円（年少・年中）・1,200円（年長）、父母の会費（PTA）600円/月（全園児）、卒園記念品・アルバム代積み立て1,000/月（年中・年長）、施設充実協力金60,000円（入園時1回のみ）						
教育・保育要領や理念 特色ある教育・保育内容等		<p>～ 愛されることにより 愛をおぼえる ～</p> <p>『こどもが愛されていると感じとれるほどの愛情を与えること』</p> <p>思いやりのある優しいを育てます。</p> <p>『善いことを自分から選びとるこどもに』</p> <p>こどもの心に目線を合わせ、納得できるように話すことで、善いことを自分から選びとるこどもを育てます。</p> <p>『感謝の心をもつ』</p> <p>祈ることで心の落ちつきを保ち、感謝の心を育てます。</p>						

※ 民間認定こども園の1号認定にお申し込みの場合は、直接施設へお問い合わせください。

※ 2・3号認定の（）内の人数については令和8年度からの変更予定の数を記載しております。

※ 内容について確認したいことがある場合は、直接施設へお問い合わせください。

※ 記載の内容については令和7年8月1日時点のものになります。

施設名		キングダム・キッズ藤井寺			
年齢ごとの定員（人）		2歳児	1歳児	0歳児	合計
		7	7	5	19
延長保育	時間	朝 7:00~7:30 晩 18:31~19:30			
	料金	300円/時間（上限 標準時間 2,900円 短時間 5,900円）			
障害児保育の実施		無し			
駐車場	台数	無し			
保護者負担 （主なもの）	保険料	スポーツ振興センター費/210円			
	遠足代				
	給食費				
	教材費				
	被服費				
	写真代				
	その他				
ご用意いただくもの		持ち帰り用ビニール袋、 紙おむつ、エプロン、口拭きタオル（サブスクをご利用の方は 必要なし）			
備考		慣らし保育を1週間程度を目安に実施。			
保育指針や理念 特色ある保育内容等		<p>保育理念</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「子どもの未来のために」 ～愛情をもって子どもの気持ちを受け止め、寄り添う保育 ・「保護者の笑顔のために」 ～子どもの成長を一緒に喜び、保護者に寄り添うサポート <p>保育内容</p> <p>屋外での活動をなるべく多く取り入れ、四季などを通し、友達や保育士と多くの事を経験できるような保育を行っています。</p>			

※記載の内容については令和7年4月1日時点のものになります。

※内容について確認したいことがある場合は、直接施設へお問い合わせください。

※2歳児クラス卒園後については、藤井寺市立第1保育所、第6保育所に優先的に利用できる枠を設けています

11. Q&A

Q1 : 申込みはどこへするのですか？ 郵送でもできますか？

A1 : 藤井寺市役所2階こども育成課(②3番窓口)での申込みになります。郵送での受付は行っておりません。ご家庭の状況を正確に把握するためにお話をお伺いしますので、直接申込書を持参してください。

Q2 : 申込書の提出を祖父母や知人に頼んでもいいですか？

A2 : 申込書は、原則保護者の方が提出してください。
ご事情により同居の祖父母に提出を依頼される場合は、事前にその旨をご相談ください。
別居の祖父母や、知人の方が申込みに来られる場合は、受付できない場合があります。

Q3 : 入所(園)の決定は先着順ですか？

A3 : 申込締切日(5ページ)までに申込まれた方の中から利用調整を行います。先着順ではありません。

Q4 : 保育の必要性の認定を受けたら、必ず保育所等に入所(園)ができるのでしょうか？

A4 : 保育所等の申込みにあたっては、2号認定または3号認定を受ける必要があります。
認定を受けている場合でも、入所(園)を約束するものではありません。

Q5 : 就労(採用内定)証明書が申込締切日までに間に合いそうにありません。どうしたらいいのでしょうか？

A5 : 必要書類が申込締切日に間に合わない場合は、保育の必要性の認定ができないため受付できません。
5ページの申込締切日をご確認の上、余裕を持って提出してください。

Q6 : 希望園の数や希望順位は利用調整に影響しますか？

A6 : 希望園の数によって利用調整が有利、不利になることはありません。
複数園で入園可能になった場合、最上位希望園1園で決定しますので、通いたい順番で希望順位を決めてください。

Q7 : 現在、妊娠している子どもについて、出生前でも申込みができますか？

A7 : 年度途中については、出生前での申込みはできません。
4月(1次)入所(園)は、出産予定日が11月14日(金)までのお子さんは申込みできます。11月15日(土)から1月末までに出生の場合は4月(2次)以降に申込みできます。ただし、2月以降に出生の場合は、5月以降の選考対象となります。

Q8 : 兄弟姉妹は、そろって入所(園)できますか？

A8 : 必ずしもそろって入所(園)できるとは限りません。申込みの際に、兄弟姉妹申込みについて選択していただく箇所がありますので、申込書にご記入の上で提出してください。

Q9 : 出産の間だけ、上の子を入所(園)させたいのですが、いつから希望できますか？

A9 : 出産予定日の2か月前から希望ができ、出産日から57日目の属する月末で退所となります。
引き続き保育所等を利用する場合は、新たに保育を必要とする事由と申込みが必要となります。

Q10 : 希望順位の低い保育所等に入所(園)決定した場合、転園はできますか？

A10 : 年度途中の転園は認めていません。翌年度4月1日からの転園希望をご提出いただくことは可能ですが、新規申込者と同等の審査となりますので、転園できるかどうかはわかりません。転園希望が叶わなかった場合でも、現在通っている保育所等には継続して通っていただけます。

Q11 : 育児休業給付金の延長手続きはどうしたらできますか？

A11 : お子さんの1歳の誕生月の申込締切日(5ページを参照)までに保育所(園)の入所(園)申込みをし、入所(園)できなかったことを証明する書類(市区町村が発行したもの)を勤務先等に提出する必要があります。その他、育児休業給付金に必要な書類につきましては、事前に勤務先等にお問い合わせください。

Q12 : 利用不可の場合は、再度申込みを行わないといけないのですか？

A12 : 令和8年度申込書は令和9年3月31日まで有効になりますので、再度の申込みは不要になります。
希望月で入所(園)できなかった場合、自動的に毎月審査を行います。
保育の希望が無くなった場合は、窓口にて取り下げの手続きを行ってください。